

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	5月14日	6月6日	7月31日	商品取引	取引所商品先物取引に係る不招請勧誘規制の見直し	商品取引所に上場されている商品先物取引の契約締結の勧誘について、不招請勧誘の禁止を適用しないこと。(規制の現状)商品デリバティブ取引では商品先物取引法により国内及び外国取引所取引(取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのあるものに限る。)並びに店頭取引の契約締結について、勧誘の要請をしていない個人顧客に訪問し、又は電話をかけて勧誘することが禁止されている。なお、金融商品取引法に基づく金融デリバティブ取引では店頭取引のみ不招請勧誘が禁止され、取引所取引である日経225先物、くりっく365は不招請勧誘は禁止されていない。	日本商品先物振興協会	農林水産省、経済産業省	商品先物取引法により、個人を相手方とする取引所取引に係る契約(初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引を除く)及び個人を相手方とする店頭取引に係る契約について、不招請勧誘を禁止しています。なお、自社との間で、既に商品取引契約や店頭取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘については適用除外としております。また、昨年12月には、自社との間で既に取引所取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘についても、一定の条件の下、適用除外としており、実態を踏まえて必要措置を講じてきたところです。	検討	商品先物取引法214条1項9号 商品先物取引法施行令30条 商品先物取引法施行規則102条の2	不招請勧誘の禁止規定については、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)創業者等分野No.12」において「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされており、今後、検討してまいります。
2	10月16日	12月6日	12月25日	商品取引	防衛省所管に属する物品の貸付期間延長	【要望の具体的内容】 防衛省所管に属する物品の無償貸付のある契約については、契約内容に合わせ、1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 防衛省との契約期間が1年を超えるものは、1年ごとに更新手続きをとっている。1年を超えた貸付期間を当初から設定できるように見直すことで、書類手続の簡略化など手続きが軽減される。手続き関連費用として、年間約50万円程度の削減が見込まれる。	(一社)日本経済団体連合会	防衛省	防衛省所管に属する物品の無償貸付期間については、防衛大臣が特に必要と認める場合があります。	現行制度下で対応可能	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に關する省令(昭和33年1月10日総理府令第1号)第3条	防衛省所管に属する物品の無償貸付期間については、申請者から提出される申請内容(使用目的、借り受けを必要とする理由、使用計画など)を審査の上、「防衛大臣が特に必要と認める場合」に該当すると判断されれば、1年を超える設定は可能です。その上で、研究又は調査を行う者に貸し付ける場合等で、1年以上を必要とすることが見込まれる場合、当初から1年を超えて貸し付けができるように検討します。